

(証券コード：2652)

2016年12月7日

株 主 各 位

東京都中野区中野五丁目52番15号

株 式 会 社 ま ん だ ら け

代表取締役社長 古 川 益 蔵

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2016年12月21日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年12月22日（木曜日）午前9時30分開場、午前10時開会

2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号

サンプラザ 8階1号会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第30期（2015年10月1日から2016年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

＜会社提案（第1号議案から第6号議案まで）＞

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 会計監査人選任の件

＜株主提案（第7号議案および第8号議案）＞

第7号議案 剰余金処分の件

第8号議案 自己株式取得の件

株主提案（第7号議案および第8号議案）にかかる議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人出席により議決権を行使される場合は、当社定款第14条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主1名に限るものといたします。また、この場合、議決権行使書のほか委任状等代理権を証明する書面を会場受付にご提出いただくことを要するものといたします。
- (2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示があったものとしてお取扱いたします。
- (3) 第1号議案と第7号議案は相反する関係にあります。従いまして、第1号議案および第7号議案のいずれにも賛成する旨の議決権行使をされますと、第1号議案および第7号議案への議決権行使はいずれも無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

以 上

- 
- 本招集通知に掲載いたしました事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項を当社webサイト（ホームページアドレス <http://www.mandarake.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
  - 本総会の決議事項につきましては、書面による決議通知の送付はせず、上記の当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。
  - 総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TSL暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2016年12月21日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

(提供書面)

## 事業報告

(2015年10月1日から  
2016年9月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種の経済政策や日銀による金融緩和を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られたものの、英国のEU離脱や中国をはじめとする新興国の景気下振れ等、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する中古商品業界におきましては、国内における雇用・所得環境の改善傾向はありながらも、今後の動向に対する不安感から消費者の節約志向は強固であり、生活防衛意識による中古商品全般への需要は持続しております。また海外において日本のまんが、アニメーションという優れたコンテンツに対する関心と評価は、さらに向上しており、本物志向に基づいた中古商品の需要拡大によって、活発な市場が形成されております。このような業界にあって新たな事業者の参入意欲も旺盛であり、業者間の競争は激化し、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような事業環境のもと、当社はこれまでの方針を継承して引き続き新たな市場の創造を推進し、最新の商品からマニアックな希少品まで幅広い品揃えの充実を図ってまいりました。買い取りの強化告知によって、当社が取り扱う商品に対する一般のお客様の関心を促し、当社へお持ち込みに至りました多数の商品を店頭はもとより、web上でも紹介することで、コレクターに留まらない潜在的な顧客ニーズを掘り起こす営業活動を展開してまいりました。

当社は基幹であるPOSシステムに蓄積されたデータを用いて、買い取りの実績ある商品は仕入から販売、保管の状況を的確に把握し、需要の変化や在庫状況に応じた適正な商品の価値判断をすることによって、販売を促進しております。新規の商品では、主にマスタデータ登録後の仕入動向に基づいて確度の高い販売可能性を追求し、他社に先がけ魅力ある新たな商品の市場開拓を図っております。当社は基本である「適正価格で買い取る」という方針を徹底することで、多数の良質な商品を獲得し多様な品揃えを展開することで、お客様の満足度を高めてまいりました。

販売面におきましては、web通信販売によって販路を拡大し、とくに通販の主力である、まんだらけSAHRA（サーラ）の施設整備により迅速な出荷体制を確立いたしましたことで、国内外を問わず幅広いお客様からの注文を受け、売上高の向上を得ております。店頭販売でも、消費税輸出免税対応に伴いまして80ヶ国を超える訪日外国人旅行者のご来店があり、海外からの高い需要に応え、堅調な売上を確保しております。

その他、既存の各店舗における店頭のリニューアルや商品の刷新を行い、また8月には中野店をはじめとする全店舗の協力を募り「大まん祭」という新たな独自イベントを開催、新規のお客様獲得と定着化を推進しております。

これらの営業展開によりまして、当事業年度の売上高は9,172百万円（対前年同期比0.2%増）となり、経常利益は616百万円（対前年同期比39.6%減）に、当期純利益は361百万円（対前年同期比40.1%減）となりました。

当事業年度の商品分類別売上高の状況は次のとおりであります。

| 部 門   | 金額（千円）    | 対前年同期比（％） | 構成比（％） |
|-------|-----------|-----------|--------|
| 出 版 物 | 28,411    | 98.7      | 0.3    |
| 本     | 1,433,776 | △6.4      | 15.6   |
| T O Y | 3,928,779 | 2.1       | 42.9   |
| 同 人 誌 | 1,313,761 | △11.1     | 14.3   |
| そ の 他 | 2,467,537 | 8.3       | 26.9   |
| 合 計   | 9,172,268 | 0.2       | 100.0  |

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は170百万円であり、その主なものは福岡店の増床に伴います建物33百万円および器具備品22百万円、SAHRA（サーラ）の設備増強に伴います機械装置69百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、1年以内返済長期借入金の借換えをいたしましたほか、安定的な事業活動の継続を目的として新規に株式会社りそな銀行より1,000百万円、株式会社商工組合中央金庫より500百万円、株式会社百十四銀行より200百万円の長期借入金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分            | 第27期<br>(2013年度) | 第28期<br>(2014年度) | 第29期<br>(2015年度) | 第30期(当期)<br>(2016年度) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高 (千円)       | 9,463,741        | 9,481,511        | 9,147,824        | 9,172,268            |
| 経常利益 (千円)      | 1,140,684        | 1,226,725        | 1,021,901        | 616,844              |
| 当期純利益 (千円)     | 674,341          | 696,884          | 604,520          | 361,880              |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 610.74           | 631.16           | 91.25            | 54.63                |
| 総資産 (千円)       | 10,562,539       | 12,569,168       | 14,015,555       | 14,414,767           |
| 純資産 (千円)       | 4,285,497        | 4,976,954        | 5,575,955        | 5,931,058            |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 3,881.34         | 4,507.59         | 841.68           | 895.29               |

- (注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
3. 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。  
第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、広大なサブカルチャー全般にあつて、まんが、アニメーション関連の商品をはじめとしたコレクターアイテムとなり得る中古品に対し、正確な価値の追求に努め、新たな商品市場の創造と安定化を進めることによって、これらの商品をメインカルチャー化し、時代を超越して受け継がなければならない文化を守る企業としての成長を目指しております。このような目的に対し、当社は以下の課題に対処してまいります。

### ① 人材の確保と育成

当社が継続して発掘し、創造を目指す新たな商品の市場にあって、大多数の商品が一般に、その価値を適正認識されておりません。これらの商品の価値は、その価値評価を支える正確な情報の収集と適時的確な発信が不可欠であり、このような情報受発信の機会として、お客様と直接に、密なコミュニケーションを得る必要があります。お客様が発する多種多様な情報を細大漏らさず捉えて、既存取り扱い商品の充実と、新規に取り扱うべき商品の発掘と収集を図り、さらに商品知識と情報分析力を高めて適正に価値を判断できる能力や、市場創造の企画、開発が行える人材を確保し、また社内で教育、指導することを課題として、当社は研修制度の充実に取り組んでまいります。

### ② POSシステムの強化

当社は、常に新しい商品とその適正な価値をもって取り扱い、新たな市場を創造しました、安定化を求めることから、当社の有する中古商品情報及び商品自体は増加を続けるものであり、これらの管理は最重要の経営課題にほかなりません。当社は独自に開発したPOSシステムを用いて、全店舗部署が同時にあらゆる商品の最新時点における仕入と販売、さらに在庫状況を把握し、その現状分析をもって今後を予測し、常に適正な価値判断を行えるよう、POSシステムの機能向上と更新に、絶えることなく取り組んでまいります。

### ③ 店舗展開

当社は、お客様と直接に幅広いコミュニケーションを求め、そこから得た情報を基に新たな商品の発掘と市場の開拓を図るため、相応の人口を擁する大都市圏を中心とした新規出店を継続の課題として取り組んでまいります。当社の出店をもって、当社の取扱商品をお客様にご覧いただく機会が広がり、多様な商品に対する興味と驚きのある価値の認識を得て、これら商品の社会的ステイタスを高め、仕入の充実と販路拡大の両面を追求してまいります。

#### ④ 情報収集と商品仕入の強化

当社は、国内外全域において当社の出店がなく、当社各店へのご来店もまた、困難なお客様に対し、web通信販売を積極的に展開し、継続して拡充を図っております。通信販売に加え当社の厳選商品を揃えた年間6回のオークション大会を開催いたしますほか、別に「毎日オークション」と称する通年常設のオークションサイト運営もするなど、全世界のお客様へ向け商品に対する興味を湧き立たせる機会を設け、販売を推進しております。海外のお客様に向けた当社、Web上の多言語対応は、国境を越え世界各地からのweb通信販売利用を促進しており、同時に全世界規模でのお客様のニーズを収集する貴重な情報源として有効に機能しております。

店頭での仕入、販売時に対面でのお客様から得られる情報と、Webに寄せられる一般的で広範囲からの多様なお客様ご意見、お問合せ、ご要望等を合わせました「お客様の声」を貴重な経営資源として、当社はこれら「お客様の声」へ迅速且つ的確に対応し、商品価格の見直し、新規商品の発掘と定番化の推進、店舗運営や接客等の改善など、当社事業の一層の向上を最重要経営課題として、このような情報収集と商品仕入の強化に取り組んでまいります。

当社は、これらの課題に対して真摯に取り組み、対処のための社内構造改革を絶やさず、お客様、株主の皆様、従業員の満足度を最大限に高めてまいる所存であります。

#### (5) 主要な事業内容（2016年9月30日現在）

当社は、まんが、おもちゃ、同人誌、アニメーション関連グッズその他、あらゆるコレクターアイテムとなり得る中古品を取り扱い、正確な価値判断をもって、これら中古品を買い取り、販売することを主たる事業としております。

(6) 主要な事業所等 (2016年9月30日現在)

|   |   |                                                                                                                                       |
|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 | 社 | 東京都中野区中野五丁目52番15号                                                                                                                     |
| 本 | 店 | 中野本店：東京都中野区中野                                                                                                                         |
| 支 | 店 | 渋谷店（東京都渋谷区）、コンプレックス（東京都千代田区）、池袋店（東京都豊島区）、名古屋店（名古屋市中区）、うめだ店（大阪市北区）、グランドカオス（大阪市中央区）、福岡店（福岡市中央区）、小倉店（北九州市小倉北区）、札幌店（札幌市中央区）、宇都宮店（栃木県宇都宮市） |
| 倉 | 庫 | 都心流通センター（東京都世田谷区）、SAHRA（千葉県香取市）                                                                                                       |

(7) 従業員の状況 (2016年9月30日現在)

| 区 分    | 従 業 員 数 (名) | 前期末比増減(名) | 平 均 年 齢 (歳) | 平均勤続年数(年) |
|--------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 男 子    | 233         | 12        | 36.1        | 9.1       |
| 女 子    | 128         | 0         | 31.0        | 7.0       |
| 合計又は平均 | 361         | 12        | 34.3        | 8.4       |

(注) 従業員数には、嘱託及びパートタイマー386名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2016年9月30日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額       |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 2,681,750千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,633,400千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 1,116,120千円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 790,900千円   |
| 株 式 会 社 三 重 銀 行         | 340,000千円   |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行       | 272,600千円   |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況（2016年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,628,000株
- ② 発行済株式の総数 7,236,000株
- ③ 株 主 数 4,815名
- ④ 大株主

（発行済株式（自己株式を除く）の総数の上位10名の株主）

| 株 主 名                                                                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 古 川 益 藏                                                               | 2,307,600株 | 34.8%   |
| 古 川 清 美                                                               | 288,000株   | 4.3%    |
| 吉 岡 裕 之                                                               | 230,800株   | 3.4%    |
| 有 限 会 社 カ イ カ イ キ キ                                                   | 217,900株   | 3.2%    |
| 塩 川 万 造                                                               | 200,000株   | 3.0%    |
| 渡 邊 薫                                                                 | 191,500株   | 2.8%    |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 173,329株   | 2.6%    |
| ま ん だ ら け 従 業 員 持 株 会                                                 | 141,100株   | 2.1%    |
| 西 田 貴 美                                                               | 108,000株   | 1.6%    |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                                                 | 95,000株    | 1.4%    |

（注） 1. 当社は、自己株式を611,238株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                              |
|-----------|---------|-------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 古 川 益 藏 |                                           |
| 取 締 役     | 辻 中 雄二郎 | 副社長                                       |
| 取 締 役     | 川 代 浩 志 | 経理部長                                      |
| 取 締 役     | 西 田 貴 美 | 管理部門統括                                    |
| 取 締 役     | 田 中 幹 教 | Web制作部長                                   |
| 取 締 役     | 竹 下 典 宏 | コンプレックス店長                                 |
| 取 締 役     | 安 永 誠   | 名古屋店長                                     |
| 取 締 役     | 香 西 陽   | 渋谷店長                                      |
| 取 締 役     | 青 木 義 治 |                                           |
| 取 締 役     | 田 辺 秀 朗 | 株式会社東京税経総合研究所 代表取締役<br>税理士法人東京税経総合事務所 理事長 |
| 常 勤 監 査 役 | 雨 宮 正 文 |                                           |
| 監 査 役     | 中 村 尋 人 | 中村公認会計士事務所 所長                             |
| 監 査 役     | 増 田 昌 徳 | 増田公認会計士事務所 所長<br>株式会社東朋F A 代表取締役          |

- (注) 1. 取締役青木義治氏、取締役田辺秀朗氏の2名は社外取締役であります。  
2. 監査役3名は社外監査役であります。  
3. 監査役中村尋人氏、監査役増田昌徳氏の2名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、取締役青木義治氏、取締役田辺秀朗氏、常勤監査役雨宮正文氏、監査役中村尋人氏、監査役増田昌徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額                  |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(2名) | 131,272千円<br>(2,000千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名)  | 6,600千円<br>(6,600千円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 13名<br>(5名) | 137,872千円<br>(8,600千円) |

#### ④ 社外役員に関する事項

##### i 重要な兼職先と当社との関係

・取締役田辺秀朗氏は、株式会社東京税経総合研究所の代表取締役並びに税理士法人東京税経総合事務所の理事長を兼務しております。なお、当社は株式会社東京税経総合研究所及び税理士法人東京税経総合事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役中村尋人氏は、中村公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社は中村公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役増田昌徳氏は、増田公認会計士事務所の所長並びに株式会社東朋F A代表取締役を兼務しております。なお、当社は増田公認会計士事務所及び株式会社東朋F Aとの間には特別の関係はありません。

##### ii 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動の状況                                                                      |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 青 木 義 治 | 社外取締役就任後開催の取締役会には、10回すべてに出席し、事業運営の経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。               |
| 取 締 役 | 田 辺 秀 朗 | 社外取締役就任後開催の取締役会には、10回すべてに出席し、経営コンサルティングとしての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。      |
| 常勤監査役 | 雨 宮 正 文 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回すべてに出席し、他社における監査役としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。    |
| 監 査 役 | 中 村 尋 人 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回のうち11回の出席があり、主に公認会計士としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。 |
| 監 査 役 | 増 田 昌 徳 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回のうち10回の出席があり、主に公認会計士としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。 |

##### iii 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 当社の会計監査人の氏名 公認会計士 目黒進二郎  
公認会計士 吉竹恒詞

(注) 1. 2015年12月22日開催の第29回定時株主総会において、公認会計士目黒進二朗氏は任期満了により退任し、公認会計士大橋清香氏を選任いたしました。

2. 2016年2月4日に公認会計士大橋清香氏は辞任いたしました。これに伴い、2016年2月5日に公認会計士目黒進二郎氏を一時会計監査人に選任いたしました。

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は以下のとおりであります。

公認会計士 目黒進二郎

- |    |                                |         |
|----|--------------------------------|---------|
| i  | 当事業年度に係る報酬等の額                  | 7,000千円 |
| ii | 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 7,000千円 |

公認会計士 吉竹恒詞

- |    |                                |         |
|----|--------------------------------|---------|
| i  | 当事業年度に係る報酬等の額                  | 6,000千円 |
| ii | 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 6,000千円 |

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は、これらの合計額で記載しております。

3. 当事業年度において、公認会計士大橋清香氏に支払われた報酬等はありません。

- ### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合または会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の解任または不再任の議案を、株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合、会計監査人の解任を検討し、必要あると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に則り、法令及び定款に定められた事項並びに企業経営上の重要な業務に関する事項を決議するとともに、各取締役から業務執行状況の報告を受け、各取締役の業務執行を管理、監督しております。

コンプライアンスについては、企業に求められる倫理観及び遵法精神に基づき、コンプライアンスの実践、浸透のための各種企画、立案、推進を図り全社的な取り組みを徹底しております。

取締役は、監査役等とともに毎月1回以上、開催される経営会議において重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認を行うことで迅速且つ円滑、適正な経営を行っております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関わる情報としての取締役会議事録、稟議書、契約書その他の重要な文書及び電磁的記録は、法令及び社内規程に基づき、適切且つ確実に保存並びに管理を行い、また閲覧可能な状態を整えております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業上において発生が想定されるリスクに対しては、リスクに関する規程を策定し、関係する部署間の連携及び対応を図っております。

その運用に関しては、内部監査規程に基づき、内部監査室が計画的に監査を実施し、これを適切に見直し常にリスク管理体制を強化しております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、各取締役の責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程等の各種規定により明確で効率的な職務の執行を図っております。

また定例の取締役会における、業績報告等によって事業活動の状況を適切に把握し、経営の透明性と健全性を高めております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は設置すべきであることを検討し、また人数、報酬等の決議をいたします。

補助使用人を置くことといたしました場合の当該補助使用人は、職務遂行に当たり取締役からの指揮命令は受けないものとしています。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとしております。また、取締役及び使用人は、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす懸念のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告するものとしております。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長のほか会計監査人との定期的な意見交換を行うものとしております。また、必要に応じて取締役や使用人からの報告を求めるほか、内部監査室とも情報交換を行い、連携して監査を有効に行うものとしております。

- ⑧ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- i 当社取締役会は、当社の各部門から毎月、各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有と経営管理を行っております。
- ii 当社監査役は、毎月開催される当社の取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し、業務の適正性の確認を行い、これらの結果について、監査役会を毎月開催し、情報の共有を行っております。
- iii 財務報告に係る内部統制については、年間の基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。
- iv 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

---

(注) 本事業報告の数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2016年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,830,293</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>2,239,795</b>  |
| 現 金 ・ 預 金              | 664,994           | 買 掛 金                   | 14,503            |
| 売 掛 金                  | 155,960           | 一年以内返済予定長期借入金           | 1,612,992         |
| 商 品 及 び 製 品            | 6,736,942         | 一年以内償還予定社債              | 148,200           |
| 仕 掛 品                  | 1,998             | 未 払 金                   | 187,944           |
| 貯 蔵 品                  | 23,093            | 未 払 費 用                 | 49,602            |
| 前 払 費 用                | 50,639            | 未 払 法 人 税 等             | 64,308            |
| 未 収 入 金                | 15,876            | 前 受 金                   | 80,122            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 171,162           | 預 り 金                   | 33,715            |
| そ の 他 の 流 動 資 産        | 9,625             | 賞 与 引 当 金               | 48,406            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,584,474</b>  | <b>固 定 負 債</b>          | <b>6,243,913</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,056,920</b>  | 社 債                     | 447,000           |
| 建 物                    | 3,062,780         | 長 期 借 入 金               | 5,296,778         |
| 構 築 物                  | 181,601           | 退 職 給 付 引 当 金           | 442,270           |
| 機 械 装 置                | 185,975           | 資 産 除 去 債 務             | 57,864            |
| 車 輜 運 搬 具              | 0                 | <b>負 債 合 計</b>          | <b>8,483,709</b>  |
| 器 具 備 品                | 311,069           | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 土 地                    | 2,212,623         | <b>株 主 資 本</b>          | <b>5,930,970</b>  |
| 建 設 仮 勘 定              | 102,869           | 資 本 金                   | 837,440           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>44,823</b>     | 資 本 剰 余 金               | 1,117,380         |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 44,823            | 資 本 準 備 金               | 1,117,380         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>482,729</b>    | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>4,109,030</b>  |
| 投 資 有 価 証 券            | 525               | 利 益 準 備 金               | 3,000             |
| 出 資 金                  | 800               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 4,106,030         |
| 長 期 貸 付 金              | 16,000            | 特 別 償 却 準 備 金           | 333               |
| 差 入 保 証 金              | 307,318           | 別 途 積 立 金               | 1,518,000         |
| 長 期 前 払 費 用            | 12,207            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,587,697         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 161,879           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△132,879</b>   |
| 貸 倒 引 当 金              | △16,000           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 87                |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 87                |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>5,931,058</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>14,414,767</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>14,414,767</b> |

# 損 益 計 算 書

(2015年10月1日から  
2016年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 9,172,268 |
| 売 上 原 価                 | 4,359,727 |
| 売 上 総 利 益               | 4,812,540 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 4,123,837 |
| 営 業 利 益                 | 688,703   |
| 営 業 外 収 益               | 10,636    |
| 受 取 利 息                 | 90        |
| 受 取 配 当 金               | 31        |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益       | 10,515    |
| 営 業 外 費 用               | 82,495    |
| 支 払 利 息                 | 55,223    |
| 社 債 利 息                 | 12,405    |
| 融 資 等 手 数 料             | 12,266    |
| 為 替 差 損                 | 177       |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用       | 2,422     |
| 経 常 利 益                 | 616,844   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 616,844   |
| 法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税 | 265,982   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △11,018   |
| 当 期 純 利 益               | 361,880   |

# 株主資本等変動計算書

(2015年10月1日から  
2016年9月30日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本  |                |              |               |              |               |                     |
|-----------------------------|----------|----------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------------|
|                             | 資本金      | 資 本 金<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金    |               |              |               |                     |
|                             |          | 資本準備金          | 利 益<br>準 備 金 | その他利益剰余金      |              |               | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |
|                             |          |                |              | 特別償却<br>準 備 金 | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |                     |
| 2015年10月 1 日 残 高            | 837, 440 | 1, 117, 380    | 3, 000       | 333           | 1, 318, 000  | 2, 432, 441   | 3, 753, 774         |
| 事業年度中の変動額                   |          |                |              |               |              |               |                     |
| 別 途 積 立 金 の 積 立             |          |                |              |               | 200, 000     | △200, 000     | —                   |
| 剰 余 金 の 配 当                 |          |                |              |               |              | △6, 624       | △6, 624             |
| 当 期 純 利 益                   |          |                |              |               |              | 361, 880      | 361, 880            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |          |                |              |               |              |               |                     |
| 事業年度中の変動額合計                 | —        | —              | —            | —             | 200, 000     | 155, 255      | 355, 255            |
| 2016年 9 月 30 日 残 高          | 837, 440 | 1, 117, 380    | 3, 000       | 333           | 1, 518, 000  | 2, 587, 697   | 4, 109, 030         |

|                             | 株 主 資 本  |           | 評価・換算差額等         | 純資産合計     |
|-----------------------------|----------|-----------|------------------|-----------|
|                             | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 |           |
| 2015年10月1日残高                | △132,879 | 5,575,715 | 240              | 5,575,955 |
| 事業年度中の変動額                   |          |           |                  |           |
| 別途積立金の積立                    |          | —         |                  | —         |
| 剰 余 金 の 配 当                 |          | △6,624    |                  | △6,624    |
| 当 期 純 利 益                   |          | 361,880   |                  | 361,880   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |          |           | △152             | △152      |
| 事業年度中の変動額合計                 | —        | 355,255   | △152             | 355,102   |
| 2016年9月30日残高                | △132,879 | 5,930,970 | 87               | 5,931,058 |

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 商品

高額品…個別法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

###### ② 製品・仕掛品

その他の商品…売価還元法による低価法  
個別法による原価法

###### ③ 貯蔵品

(収益性の低下による簿価切下げの方法)  
最終仕入原価法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

###### i 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### ii 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法

ただし、1988年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

##### (3) 長期前払費用

定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合退職要支給額）に基づき、期末に発生している額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

###### 外貨建金銭債権債務

決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ等については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

##### (3) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## Ⅱ. 会計方針の変更

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響額は軽微であります。

## Ⅲ. 表示方法の変更

損益計算書

1. 前事業年度において独立掲記していた営業外収益の「手数料収入」(前事業年度は19,460千円)については、SAHRAの本格稼動により重要性が高まったため、当事業年度より営業収益の「売上高」に含めて表示しております。
2. 前事業年度において独立掲記していた営業外収益の「業務受託手数料」(前事業年度は39,094千円)については、SAHRAの本格稼動により重要性が高まったため、当事業年度より営業収益の「売上高」に含めて表示しております。

## Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。  
(担保に供している資産)

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 2,128,186千円 |
| 土地 | 2,117,079千円 |
| 合計 | 4,245,266千円 |

(上記に対応する債務)

|               |             |
|---------------|-------------|
| 一年以内償還予定社債    | 91,000千円    |
| 社債            | 390,000千円   |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 1,271,992千円 |
| 長期借入金         | 4,421,778千円 |
| 合計            | 6,174,770千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,451,669千円
3. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## Ⅴ. 損益計算書に関する注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 |                    |                    |                    |                   |
| 普通株式  | 7,236,000          | —                  | —                  | 7,236,000         |
| 合計    | 7,236,000          | —                  | —                  | 7,236,000         |
| 自己株式  |                    |                    |                    |                   |
| 普通株式  | 611,238            | —                  | —                  | 611,238           |
| 合計    | 611,238            | —                  | —                  | 611,238           |

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                    | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額 (千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-----------|-----------------|------------------|------------|-------------|
| 2015年12月22日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 6,624           | 1.00             | 2015年9月30日 | 2015年12月24日 |

#### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議                    | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日            | 効力発生日           |
|-----------------------|-----------|-----------------|-------|------------------|----------------|-----------------|
| 2016年12月22日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 6,624           | 利益剰余金 | 1.00             | 2016年9月<br>30日 | 2016年12月<br>26日 |

3. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産（流動）

|         |         |
|---------|---------|
| 未払事業税   | 2,242千円 |
| 棚卸資産評価損 | 148,832 |
| 賞与引当金   | 14,957  |
| その他     | 5,129   |
| 小計      | 171,162 |

### 繰延税金資産（固定）

|            |         |
|------------|---------|
| 退職給付引当金    | 138,923 |
| 資産除去債務     | 17,706  |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 4,896   |
| その他        | 4,469   |
| 小計         | 165,995 |

### 繰延税金負債（固定）

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 3,975 |
| その他             | 140   |
| 小計              | 4,116 |

### 繰延税金資産の合計

333,041

## VIII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

差入保証金につきましては、店舗等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

債務である買掛金及び未払金は、1年以内返済予定の長期未払金を除き、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入期間は一部を除き基本として5年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引によりリスク低減を行っております。

デリバティブ取引は、内部規程に従い、借入金の金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等の実需の範囲で行うものとしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額(*) | 時 価(*)      | 差 額     |
|--------------|-------------|-------------|---------|
| (1) 現金・預金    | 664,994     | 664,994     | —       |
| (2) 売掛金      | 155,960     | 155,960     | —       |
| (3) 投資有価証券   | 525         | 525         | —       |
| (4) 買掛金      | (14,503)    | (14,503)    | —       |
| (5) 長期借入金    | (6,909,770) | (6,940,531) | △30,761 |
| (6) 社債       | (595,200)   | (613,385)   | △18,185 |
| (7) デリバティブ取引 | —           | —           | —       |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金・預金、並びに (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## 負債

### (4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

### (6) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

### (7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 差入保証金(307,318千円)は、店舗等の賃貸借保証金であり返還時期の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 出資金については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

## IX. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## X. 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 895円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 54円63銭  |

## XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2016年11月23日

株式会社 まんだらけ  
取締役会 御中

目黒公認会計士事務所

公認会計士 目黒 進二郎 印

吉竹 恒詞公認会計士事務所

公認会計士 吉竹 恒詞 印

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社まんだらけの2015年10月1日から2016年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年10月1日から2016年9月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士目黒進二朗氏、吉竹恒詞氏の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2016年11月24日

株式会社 ま ン だ ら け 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 雨 宮 正 文 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中 村 尋 人 ㊟

監 査 役（社外監査役） 増 田 昌 徳 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第６号議案まで）＞

#### 第１号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### １．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき１円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は6,624,762円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年12月26日といたしたいと存じます。

##### ２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 今後の業容拡大に備えて経営体制の強化を図るため、現行定款第17条（取締役の員数）に定める取締役の員数を、12名以内から20名以内に増員するものがあります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、現行定款第31条（監査役の選任方法）および第32条（監査役の任期）に補欠監査役に関する規定を設けて補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現行定款                                                            | 変更案                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （取締役の員数）<br>第17条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。                     | （取締役の員数）<br>第17条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。                                                             |
| （監査役の選任方法）<br>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。                        | （監査役の選任方法）<br>第31条 （現行どおり）                                                                              |
| ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 | ② （現行どおり）                                                                                               |
| （新設）                                                            | ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>                     |
| （新設）                                                            | ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> |

| 現行定款                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> |

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                              | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|-----------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1         | 古 川 益 蔵<br>(1950年10月21日生) | 1980年5月 まんだらけ創業<br>1987年2月 当社取締役<br>1990年11月 当社代表取締役社長<br>(現任)                                                  | 2,307,600株       |
| 2         | 辻 中 雄二郎<br>(1971年8月5日生)   | 1998年7月 当社入社<br>2001年3月 当社中野店長<br>(現任)<br>2002年12月 当社取締役<br>(現任)<br>2014年10月 当社副社長<br>(現任)                      | 一株               |
| 3         | 川 代 浩 志<br>(1961年6月25日生)  | 1984年4月 株式会社千葉興業銀行入行<br>1989年6月 水上税務会計事務所入所<br>2000年11月 当社入社<br>2001年7月 当社経理部長<br>(現任)<br>2002年3月 当社取締役<br>(現任) | 3,600株           |
| 4         | 西 田 貴 美<br>(1965年3月30日生)  | 1983年4月 藤沢薬品工業株式会社入社<br>1995年8月 当社入社<br>1996年3月 当社取締役<br>(現任)<br>2002年4月 当社管理部門 副統括<br>(現任)                     | 108,000株         |
| 5         | 田 中 幹 教<br>(1979年2月10日生)  | 2001年3月 当社入社<br>2003年10月 当社Web制作部長<br>(現任)<br>2010年12月 当社取締役<br>(現任)                                            | 一株               |
| 6         | 竹 下 典 宏<br>(1977年7月15日生)  | 2001年3月 当社入社<br>2008年3月 コンプレックス店長<br>(現任)<br>2014年12月 当社取締役<br>(現任)                                             | 一株               |
| 7         | 安 永 誠<br>(1981年12月11日生)   | 2003年10月 当社入社<br>2007年2月 名古屋店長<br>(現任)<br>2014年12月 当社取締役<br>(現任)                                                | 一株               |
| 8         | 香 西 陽<br>(1979年6月17日生)    | 2004年9月 当社入社<br>2012年1月 渋谷店長<br>(現任)<br>2014年12月 当社取締役<br>(現任)                                                  | 一株               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 9         | 青 木 義 治<br>(1942年3月14日生) | 1968年4月 青木呉服店入店<br>1978年5月 飲食店（ソカロ）開業<br>2013年3月 青木呉服店廃業<br>2015年12月 当社取締役<br>(現任)                                                                                                                                                                             | 一株               |
| 10        | 田 辺 秀 朗<br>(1964年1月29日生) | 1986年4月 Applied Materials, Inc. 入社<br>1989年10月 水上税務会計事務所入所<br>2005年9月 株式会社日本プロマイト<br>非常勤監査役（現任）<br>2006年5月 税理士法人東京税経入所<br>2011年5月 株式会社東京税経総合研究所<br>代表取締役（現任）<br>2012年5月 税理士法人東京税経総合事務所<br>理事長（現任）<br>2013年7月 砂山靴下株式会社 非常勤監査役<br>(現任)<br>2015年12月 当社取締役<br>(現任) | 一株               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木義治氏及び田辺秀朗氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は青木義治氏及び田辺秀朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 社外取締役候補者として選任した理由  
 青木義治氏については、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長期にわたる事業運営の経験を有しており、当社の社外取締役として適任と判断したためであります。  
 田辺秀朗氏については、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、経営コンサルタントとしての豊富な経験と専門的知見を有しており、当社の社外取締役として適任と判断したためであります。
5. 青木義治氏及び田辺秀朗氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役雨宮正文氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 雨 宮 正 文<br>(1949年1月1日生) | 1973年3月 日本橋倉庫株式会社（現 アジア開発キャピタル株式会社）入社<br>2001年4月 同社総務部長兼不動産事業部長<br>2007年2月 株式会社コージツ総務部長<br>2010年3月 同社経理部長<br>2010年9月 カーネル・キャピタル株式会社取締役<br>2011年2月 株式会社コージツ（現 株式会社好日山荘）監査役<br>2012年12月 当社監査役（現任） | 一株               |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 雨宮正文氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 雨宮正文氏は、長年にわたる総務、経理業務を経て、取締役及び監査役を経験されており、これらのビジネス経験を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は雨宮正文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 雨宮正文氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況     |                                            | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|---------------------------|---------------------|--------------------------------------------|------------------|
| 大 工 原 幸人<br>(1957年3月23日生) | 1980年4月<br>2010年10月 | 三井物産株式会社入社<br>株式会社ディービーエス研究所 代表取締役<br>(現任) | 一株               |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大工原幸人氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者として選任した理由  
大工原幸人氏については、同氏がこれまで培ってきた経験等を当社監査体制に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 大工原幸人氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 大工原幸人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である目黒公認会計士および吉竹公認会計士は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|       |                               |                                                                               |     |
|-------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 名 称   | 誠栄監査法人                        |                                                                               |     |
| 事 務 所 | 主たる事務所                        | 東京都千代田区神田小川町1丁目1番 山城ビル9階                                                      |     |
| 沿 革   | 1999年4月<br>2000年9月<br>2006年3月 | 誠栄監査法人を東京都目黒区下目黒に開設<br>名古屋事務所を愛知県名古屋市（現在住所）に開設<br>東京事務所を千代田区神田小川町1丁目（現在住所）に移転 |     |
| 概 要   | 構成人員                          | 代表社員（公認会計士）                                                                   | 11名 |
|       |                               | 公認会計士                                                                         | 15名 |
|       |                               | 税理士                                                                           | 1名  |
|       |                               | その他職員                                                                         | 3名  |

（注）監査役会が誠栄監査法人を会計監査人候補者とした理由は、会計監査人としての独立性および適切性を有すると判断したためであります。

## ＜株主提案（第7号議案および第8号議案）＞

第7号議案および第8号議案は、株主1名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（1名）の議決権の数は、2,000個であります。

### 第7号議案 剰余金処分の件

#### 1. 株主提案の内容

第30期（2015年10月1日～2016年9月30日）の配当金を1株当たり10円とする。

#### 2. 株主提案の理由

本会社はこれまで、会社が成長途上であることを理由に、利益をほぼ全額内部留保としてきました。しかし、昨今の売上、利益を見る限り、成長は完全に鈍化しており、在庫数と売上高の関係も悪化しています。

ゆえに、これ以上いたずらに利益を在庫に変える事は止め、利益の一部を株主還元として配当するべきであると考えます。

2013年の株主総会において、増配についての質問に対し、千葉県佐原の物流倉庫が軌道にのる3年後には配当をだせるとの古川社長のお言葉も頂いており、その3年後が現在です。

本会社は無配企業を除き日本一配当性向の低い上場企業であり、その状況は決して望ましいものでは有りません。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案の理由を原則としてそのまま記載したものであります。

### 取締役会の意見

**当社取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社が属します「まんが」「アニメ」「サブカルチャー」を中心といたしました中古品売買業界は、消費者の節約志向と「古くて良いもの」を求める価値意識の浸透により景気の影響を受け難い業界として拡大傾向を維持するとともに今後、業界内の競争はますます激化することが予想されますが、当社はこのような業界にあって積極的な買取と販売を展開し、また販路の多角化を図るべく全世界に向けた大型通販施設を新設するなど、業況の拡大と業績の向上に努めてまいる所存です。

当社は、適切な時期に適正な価値で販売することによって「売れない商品は無い」とする考えに基づき、充実した既存取扱商品の在庫確保に努め、新たな商品の開拓と市場の創造を図っており、この当社の経営戦略上、これらの商品の買取において買い逃しがあつてはならず、強固な財務基盤を維持し、適時的確な買取を常に実行することは最も重要且つ高い必要性があります。

従いまして、当社が今後も安定した成長を遂げるための適正で積極的な買取の持続に向け、内部留保は必要不可欠なものと考えております。

また当社が取り扱う商品を、より広く全世界へ紹介し販売を促進するための大型通販施設においては、今後も継続してデータ設備を増強し、新たな通販機能の開発と、これらに関わる人材確保を図るなど、当社は将来の成長に資する投資を推し進める方針であり、商品の一層の充実と新規の開拓に向けた買取を実践し今後も安定した事業活動を遂行するため、現状程度ないし以上の運転資金確保は必須であつて、決して過剰な現預金を保有しているものではありません。

一方で剰余金の処分につきまして当社は、将来の成長に向け必要な投資を行いつつ、株主様に対しては安定的な成果配分を行うことを配当の基本方針としてまいりました。

当期につきましては、前記の事業展開と投資の状況、さらに株主様への還元とを総合的に勘案し、これまでと同じく1株当たり1円の年間配当とさせていただきます。

以上のとおり、当社は積極的な成長戦略の展開を継続し、その成長の軌跡に応じて今後も株主還元との均衡を求めながら、短期の視点ではなく中期、さらには長期にわたる事業の拡大を図ることこそ、株主の皆様の利益に資するものであると考え、よつて本議案には反対いたします。

## 第8号議案 自己株式取得の件

### 1. 株主提案の内容

3億円を上限とした自己株式の取得を実行する。買付方法は市場取引によるものとする。本議案可決後、可能な限り迅速に実行し、買付期間は半年間を設定する。

### 2. 株主提案の理由

株主還元の一環として自己株式の取得を実行する事を提案いたします。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案の理由を原則としてそのまま記載したものであります。

## 取締役会の意見

**当社取締役会としては、本議案に反対いたします。**

前記の議案への意見で述べましたとおり、当社は今後の事業展開に向けました内部留保による財務基盤の確保が不可欠と考えております。

新たな大型通販施設を取得し、今後の成長を期すべき現在にありながら金銭の交付をもちまして自己株式を取得することは、内部留保の社外流出にほかならず、当社事業の成長に欠かすことのできない機動的な商品仕入および優良な設備・インフラに対する投資機会を損ねる懸念があり、本議案は当社の成長阻害要因であるものと考えます。

よって本議案に反対いたします。

以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

東京都中野区中野四丁目1番1号

サンプラザ 8階1号会議室

J R、東京メトロ東西線中野駅北口より徒歩3分

